

グリーンイネーブリングプロジェクトガイダンス文書

2024 年 6 月

(2025 年 6 月 FAQ を含む)

疑義を避けるために明記すると、国際資本市場協会 (ICMA) が発行するグリーンイネーブリングプロジェクトガイダンス文書は、ICMA がウェブサイト上で公開している[英語版](#)が公式のものである。この和訳は一般の参照用として提供するものである。

はじめに

グリーンプロジェクトのバリューチェーンにおいて重要な役割を果たす多くのグリーンイネーブリングプロジェクト（訳注：グリーンプロジェクトに寄与する事業を指す。）は、それ自体が明確にグリーンであるとはみなされないが、適格なグリーンプロジェクトにとって重要であることに変わりはない。本文書は、このようなグリーンイネーブリングプロジェクトのためのガイダンスとして、誘発された排出量及び削減貢献量の両側面、および関連する環境・社会 (E&S) リスクの管理を包摂する指針を提供する。これには、バリューチェーンの複雑さ及び複数の最終用途の課題を認識しつつ、パリ協定の目標に沿った低炭素経済への移行を促進し、かつその規模を拡大する上で、グリーンイネーブリングプロジェクトが果たす役割を明らかにすることが含まれる。

このガイダンスは、既存の定義に基づく市場慣行を導き、発行体に透明性を促し、市場の健全性を守るために、原則の下に設置された ICMA の専門タスクフォースの推奨に基づき、原則の執行委員会が策定したものである。策定に際しては、以下のようなイネーブリング・アクティビティに関する公式ガイダンス及び市場ガイダンスを考慮している。

- [EU タクソノミー規則第 16 条](#)
- [国際開発金融クラブ \(IDFC\) による「気候変動緩和資金追跡のための共通原則 \(バージョン 4、2023 年 12 月\)」](#)
- [グラスゴー金融同盟 \(GFANZ\) による「Review Note on Scaling Transition Finance and Real-economy Decarbonization \(2023 年 12 月\)」](#)

以下に詳述するように、グリーンイネーブリングプロジェクトの適格性は、(I) 具体的な規準と (II) 最終用途の透明性に基づいている。グリーンイネーブリングプロジェクトの適格性認定には、両方の属性 (I 及び II) が必要である。追加ガイダンスも提供されている (III)。

I. 適格 なグリーンイネーブリングプロジェクト の具体的な規準

グリーンイネーブリングプロジェクトは以下の全ての規準に従うものである。

概要	具体的な規準
イネーブルドグリーンプロジェクトのバリューチェーンにとって必要	グリーンイネーブリングプロジェクトは、イネーブルドグリーンプロジェクト（訳注：明確な環境面での便益を有し、直接的な環境目的を達成するプロジェクトを指す。）のバリューチェーンの成立及び／又は実行に必要である。イネーブルドグリーンプロジェクトは、グリーンボンド原則に記載のとおり投資及び活動の両方を対象とし、明確な環境面での便益をもたらすものである。

概要	具体的な規準
	グリーンイネープリングプロジェクトは、イネーブルドグリーンプロジェクトのバリューチェーンに必要な要素だが、必ずしもそれ自体が直接的に環境にポジティブなインパクトを与えるわけではない。 イネーブルドグリーンプロジェクトのバリューチェーンにおけるグリーンイネープリングプロジェクトの位置づけは、明確に特定され、及び／又は、バリューチェーンの文脈を踏まえて説明されるべきである。 いかなる場合でも、グリーンイネープリングプロジェクトは、ネットゼロシナリオ及び中長期の移行計画において、イネーブルドグリーンプロジェクトの必要な要素であり続けるべきである。ネットゼロシナリオは頻繁に更新されるため、グリーンイネープリングプロジェクト及び／又はイネーブルドグリーンプロジェクトは時間の経過とともに変化する可能性がある。
カーボンロックインしない	イネーブルドグリーンプロジェクトの段階を含め、グリーンイネープリングプロジェクトは、技術的に実現可能で、及び／又は商業化が予見できる他の解決策と比較し、GHG 排出量が多い活動のロックインにつながらなければならない。 カーボンロックインは、通常、低排出・低炭素の代替品の可能性があるにもかかわらず、多排出インフラや資産が使用され続ける場合に発生する。しかし、カーボンロックインの定義については、地域の状況によって異なり得るため、単一の定義はない。したがって、ネットゼロシナリオへの移行、特に化石燃料からの移行は、国、地域、及び／又は、セクターごとの移行計画（例：国が決定する貢献及び関連ガイドライン、タクソミー、セクターごとの脱炭素化アプローチなど）に照らして検討されるべきである。
明確で定量化可能な、グリーンイネープリングプロジェクトに帰属する環境面での便益	グリーンイネープリングプロジェクトは、明確で定量化可能な、帰属する環境面での便益を示さなければならない。環境面での便益は、イネーブルドグリーンプロジェクトを実施した場合の実効果又は推定される潜在的なアウトカムに基づく。これらは、非グリーン代替案又はベースラインシナリオと比較した、イネーブルドグリーンプロジェクトの仮定（例：GHG 排出量、水使用量、廃棄物など）を明確に示したライフサイクル分析型アプローチの評価に基づく。 期待される及び／又は達成されたプロジェクトのインパクトを伝える上では、透明性は特に重要である。定性的なパフォーマンス指標の使用に加え、実現可能な場合には、定量値を導く上で用いた主要な算出方法及び／又は仮定（寄与度含む）を開示し、イネーブルドグリーンプロジェクトに対するポジティブな環境インパクトを示す削減貢献量などの定量的なパフォーマンス指標を使用することが望ましい。 グリーンイネープリングプロジェクトは、グリーンボンド原則（以下、GBP）の分類が網羅的な記載になっていないことに留意した上で、GBP に記載されている一つ以上の適格グリーンプロジェクトカテゴリーにマッピングされることが望ましい。（Ⅲを参照。）
環境又は社会への負のインパクトの緩和	グリーンイネープリングプロジェクトは、特定された環境及び社会へのインパクトとリスクを適切に管理していることを示すべきである。発行体は、公的機関の又は市場ベースのタクソミー及び基準¹に従って、グリーンイネープリングプロジェクト自体による重大な社会的な負のインパクトがないことを確保すべきである。同様に、発行体は、グリーンイネープリングプロジェクトが他の環境面での目標²に著しい害を及ぼさないことを確保すべきである。発行体は、環境及び社会リスクを特定・管理するプロセス、及び、負のインパクトを緩和する最低限の基準及びガバナンス体制を、透明性をもって説明すべきである。

¹ 該当する場合、EU タクソミーのミニマム・ソーシャル・セーフガード、[国連グローバル・コンパクトの10原則](#)、及び／又は、[OECD 鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス](#)など。

² 気候変動緩和、気候変動適応、水・海洋資源の持続可能な利用と保護、循環経済への移行、汚染防止と管理、生物多様性と生態系の保護と回復など。

概要	具体的な規準
	また、発行体は、グリーンイネーブリングプロジェクトに関連する重大な影響について、透明性をもって説明すべきである。これには、以下の要素のうち少なくとも1つが含まれる。 - 関連するタクソノミーとの整合性 - セクター別脱炭素化技術ロードマップとの整合性 - 利用可能な最良の技術及び手法に対するベンチマーキング - 業界基準に対するベンチマーキング - 同業他社と比較した相対的パフォーマンス - 過去のパフォーマンスからの改善 これは、投資家が投資対象とする活動(プロジェクト)の全体的なメリットについて情報を得た上で判断することを可能にする適格規準の不可欠な要素となる。

II. 最終用途の透明性

一般的に、グリーンイネーブリングプロジェクトには、イネーブルドグリーンプロジェクトに限らず潜在的な複数の最終用途がある。イネーブルドグリーンプロジェクトにおける特定の**エンドユーザー**へのトレーサビリティのレベルに関わらず、**環境面での便益**が示されるべきである。その際には、グリーンイネーブリングプロジェクトが現在どのように利用されているか、又は、明確なタイムラインに基づいて グリーンイネーブリングプロジェクトがイネーブルドグリーンプロジェクトを成立させることにどのようにつながるか、のいずれかに基づき示す事も可能である。

関連する場合には、発行体は グリーンイネーブリングプロジェクトを全額グリーンボンドに算入するか、または(既知または推定の)最終用途に応じて按分するかについて、決定することができる。いずれの場合も、選択したアプローチを投資家に明確に説明しなければならない。

以下のシナリオが考えられる：

1. **エンドユーザーが明らかでその追跡が概ね可能な場合**、最終用途となるイネーブルドグリーンプロジェクトに資する活動の割合を開示すべきである。
2. **エンドユーザーが不明な場合**、イネーブルドグリーンプロジェクトの成立に果たす役割やその市場領域で果たす役割を示す強固で定量化可能な外部推計(代替指標を含む)を利用することが可能である。例えば、(信頼性の高い第三者による市場データ³で裏付けられた)活動に関する技術的仕様、現在及び将来の国際的な利用状況⁴及び／又は市場シェアに基づき、イネーブルドグリーンプロジェクトに取り込まれる可能性のある活動との関連付けが可能となる。また、ボンドの残存期間中、前提となる外部情報は健全性と強固性のためにモニタリング及び調整をすべきである。このような条件の下、発行体が発行に関連する文書やグリーンボンド年次報告書の一部としてさらに開示と文脈の説明を行うことで、当該プロジェクトはグリーンイネーブリングとみなされ得る。この情報は、ボンドの残存期間中、継続的に更新・報告されるべきである。

³ 例えば金属の場合、最終用途別の現在の需要は、[USG Mineral Commodity Summaries](#) や [EU SCREEN factsheets](#) のような各国・地域の公的機関によって文書化されている。将来の需要予測は、[Wood Mackenzie](#) や [CRU](#) のような外部提供者のデータブックによって作成された世界市場の短期・長期見通しによって提供される。

⁴ [IEA シナリオ](#)などの外部シナリオに基づく。

III. 追加ガイダンス

グリーンボンド原則（GBP）との適合

グリーンイネープリングプロジェクトを含むグリーンボンドの発行体は、GBP に適合しなければならない。特に、GBP の「2. プロジェクトの評価と選定のプロセス」の下で、投資家に明確に伝えるべきとされている情報については、発行体の環境面での持続可能性に関する包括的な目的、戦略、方針、及び／又はプロセスの文脈の中に位置付けることが望ましいとされていることを留意されたい。

主なセクターの例示

GEP がイネーブルドグリーンプロジェクト⁵のバリューチェーンを成立及び／又は実行するために必要な場合は、主に以下のセクター⁶に当てはまる。以下は、参考であり、非網羅的で順不同のリストである。

- 鉱業・金属（例：電気自動車に使用される場合、「クリーンな輸送」のグリーンプロジェクトカテゴリーにマッピングされる）
- 建築・建設資材・設備（例：大気への排出抑制に使用される場合、「汚染防止と管理」のグリーンプロジェクトカテゴリーにマッピングされる）
- 化学物質及びスペシャリティケミカル（例：建築用断熱材の製造に使用される場合、「グリーンビルディング」のグリーンプロジェクトカテゴリーにマッピングされる）
- ICT および通信ネットワーク（例：スマートグリッドに使用される場合、「エネルギー効率」のグリーンプロジェクトカテゴリーにマッピングされる）
- 工業用部品・コンポーネントの製造（例：電力網の開発に使用される場合、「再生可能エネルギー」のグリーンプロジェクトカテゴリーにマッピングされる）

インパクトレポーティング

グリーンイネープリングプロジェクトを含むグリーンボンドを発行する場合は、グリーンイネープリングプロジェクトのレポーティングから生じるインパクトのダブルカウントのリスクを慎重に考慮すべきである。ダブルカウントの回避については、ICMA の総原則の [Guidance Handbook](#) に掲載されている一般的なガイダンスを参照することができる。

⁵ GBP は、気候変動緩和、気候変動適応、自然資源の保全、生物多様性の保全、汚染の防止と管理といった環境目標に貢献するグリーンプロジェクトの適格性を、いくつかの幅広いカテゴリーに明確に分類している。

⁶ これらのセクターは、2024 年のグリーンイネープリングタスクフォースによって、最も関連性が高く、この定義の文脈で最も重要であると特定された。例と反例を示した例示のリストについては、[チェックリスト](#)を参照いただきたい。

付録 – よくある質問

定義

Q 1 「グリーンプロジェクト」と「グリーンイネーブリングプロジェクト」の違いは何か？

グリーンボンド原則(GBP)で定義されているように、グリーンプロジェクトとは、環境面での便益を第一の目的として設計されたプロジェクトである。GBP は、気候変動の緩和、気候変動への適応、循環経済、持続可能な水資源の利用と保護、自然資源の保全、生物多様性の保全、汚染の防止と管理などの環境目的に貢献する複数の幅広い適格性の分類を認めている。グリーンプロジェクトの例としては、太陽光発電所、風力タービン、森林再生イニシアティブなどがある。

一方、多くの「イネーブリング」活動は、現在のところ、それ自体がグリーンとはみなされていないが、これらの適格カテゴリーには必要である。これらのプロジェクトの例には、再生可能エネルギー技術のための銅の採掘や、電力網のための電力ケーブルの製造が含まれる。グリーンイネーブリングプロジェクトとは、それ自体で直接的な環境目標を達成しなくても、グリーンプロジェクトのバリューチェーンに必要な要素であり、特にその成立、製造、実施、スケールアップに関連するものである。これらのプロジェクトは、グリーンプロジェクトの成功と存続に必要な条件を確立する。さらに、グリーンイネーブリングプロジェクトのガイダンス文書にあるように、グリーンイネーブリングプロジェクトは、GHG の排出が多い活動のロックインにつながるべきではない。

グリーンプロジェクトは、それ自体が著しい環境インパクトをもたらす、かつ他のグリーンプロジェクト(特定の分類法の下でのものを含む)にとって必要である場合には、グリーンイネーブリングプロジェクトとみなされることもあるが、すべてのグリーンイネーブリングプロジェクトが、それ自体で必ずしもまたは慣習的にグリーンプロジェクトとみなされるわけではない。

グリーンイネーブリングプロジェクトの基本的な側面は、そのエンドユーザーであり、その一部には、例えば、ライフサイクルでの高い GHG 排出量によって、環境に重大で有害なインパクトを与える可能性があるものもある。

Q 2 グリーンイネーブリングプロジェクトへの資金提供は、「トランジション・ファイナンス」とみなされるか？

現在「トランジション・ファイナンス」の一般的に合意された定義はないが、「グリーンイネーブリングプロジェクト」の概念は、トランジション・ファイナンスとは異なることを強調することが不可欠である。グリーンイネーブリングプロジェクトはイネーブルドグリーンプロジェクトのバリューチェーンに必要な要素であるが、それ自体が直接的なプラスの環境インパクトをもたらすものではない。イネーブルドグリーンプロジェクトは、明確な環境便益をもたらすものでなければならない。イネーブルドグリーンプロジェクトは、関連する分類法や市場基準で概説されている基準や閾値に合致していることが期待され、GBP の核となる要素 1 で概説されているグリーンプロジェクトのカテゴリーのいずれかに適合することが最も期待されるが、これらは網羅的なものではない。

さらに、グリーンイネーブリングプロジェクトの重要な基準は、カーボンロックインの回避であり、カーボンロックインは地域の状況に依存する可能性があるため、単一の定義はないことに留意する。グリーンイネーブリングプロジェクトのガイダンス文書によると、カーボンロックインは通常、排出量の多いインフラや資産を低排出・低炭素の代替品で代替できる可能性があるにもかかわらず、それらを使用し続ける場合に発生する。概念的には、トランジションイネーブリングプロジェクトは、炭素集約度の低い経済へのトランジションを支援することも目的としているかもしれないが、イネーブルドトランジションプロジェクトは、依然としてある程度のカーボンロックインを伴う可能性がある。いずれにしても、イネーブルドプロジェクトは、例えばクライマー ト・トランジション・ファイナンス・ハンドブックに沿った信頼できる移行戦略に基づき、発行体がネット・ゼロを達成するのを支援することが中心となる。

トランジション・ファイナンスは EU や GFANZ などの一部の関係者によって現在の高い GHG 排出量やその他の環境インパクトを削減し、気候ニュートラルで持続可能な経済に移行するための投資に資金を提供するツールと定義されている。

結論として、グリーンイネープリングとみなされるためには、プロジェクトは、GHG 排出量の多い活動を固定化するものであってはならず、また、関連する市場基準やタクソノミーに整合的であるべきである。

Q 3 グリーンイネープリングプロジェクトのガイダンス文書は、グリーンボンド原則とどのように関連しているか？グリーンイネープリング活動は、グリーンボンド原則に従った追加的な(11 番目の)グリーン適格カテゴリーと考えることができるか。

グリーンイネープリングプロジェクト・ガイダンス文書に定義されているように、グリーンイネープリングプロジェクトは、GBP の適格カテゴリーに照らして、グリーンイネープリングプロジェクトとして考えることができる。

GBP の 2025 年 6 月版に統合されているように、「GBP は、グリーンイネープリングプロジェクトが適格なグリーンプロジェクトを成立及び／又は実施に必要な要素であることを認めている。すべてのグリーンイネープリングプロジェクトは、環境面での明確な便益をもたらし、潜在的な環境又は社会への負のインパクトからの保護を確保すべきである。」

従って、グリーンイネープリング活動は、11 番目のカテゴリーとして分類されるものではなく、GBP の既存の 10 の適格カテゴリーに必要なものであり、それらに横断的であると考えられるもの(すなわち、GBP の既存の適格カテゴリーのいずれかに該当するグリーンプロジェクトのグリーンイネープリングバリューチェーンを検討するものであり、これらは網羅的なものではないことに留意する)であり、公表されたガイダンス文書に従うものであればよい。

発行体は、資金使途の基準カテゴリーにおいて、どのような表現が可能かについて、例示的な[チェックリスト例](#)を参照することができる。

グリーンイネープリングプロジェクトとは、グリーン適格カテゴリーに完全に特化したプロジェクト(例: 気候変動対策のみに使用される機器)と、グリーン適格カテゴリーが最終市場の一部のみを占めるプロジェクト(例: 気候変動対策と炭素集約型技術の両方に使用される機器)の両方を指す。

エンドユーザー

Q 4 製品のエンドユーザーについて、その製品がイネープリングと認定されるためには、どの程度把握する必要があるか？「イネープリング」製品の一部分のみがグリーンな活動に使用される場合、その特定の製造部分を「イネープリング」とラベル付けすることは可能か？代替指標の使用法について詳しく教えて欲しい。

理想的には、発行体がエンドユーザーやオフテーカーを完全に把握することで、グリーンイネープリングプロジェクトが最終的にグリーンプロジェクト中で/グリーンプロジェクトのために利用されているという完全な透明性と信頼性を提供する。場合によっては、発行体とエンドユーザーとの間の秘密保持契約によって、最終用途に関する完全な透明性が制限されることがある。このような場合、発行体は可能な限り透明性を示すべきである。エンドユーザーが明らかでない場合、発行体は、IEA シナリオや信頼できる市場データ／調査などの代理指標に依拠し、どのセクターがオフテーカーとなり最終的に利用する可能性が高いかについて、合理的な仮定を立てることができる。この方法は、透明性には劣るが、イネープリング活動と最終的なグリーンプロジェクトとの間に仲介者が多すぎる場合や、エンドユーザーが完全に追跡できない場合には、唯一の実現可能な方法となりうる。

発行体が、イネーブリング製品の一部のみがグリーン活動に使用されていることを（直接的であれ、代理指標の使用を通じてであれ）把握できる場合、望ましいのは（収益の見積もり、将来的に締結される契約、締結された購入契約、数量、その他の関連する基準に基づき、透明性のある開示に基づき）最終的な用途に応じて按分するよう努めることである。グリーンイネーブリングプロジェクトの大半は、グリーン活動に貢献しているという合理的な確証がある場合にのみ、グリーンイネーブリングプロジェクト費用をグリーンボンドに全額充当すべきである。

発行体は、最終用途を特定するために採ったアプローチとその根拠を明確に伝えるべきである。

発行前の開示

Q 5 活動がイネーブリングであると認められるためには、その便益は事前に定量化される必要があるか？

グリーン・イネーブリング・ガイダンス文書の要求事項に沿って、グリーンイネーブリングプロジェクトは、明確で、定量化可能で、帰属する環境便益を示さなければならない。便益は、グリーンイネーブリングプロジェクトが貢献する最終的なグリーンプロジェクトの予想される環境便益（推定の削減貢献量などのデータ）を定量的または定性的に示される。発行体は、事前にこうした環境便益をどのように伝えるかの例について、[チェックリスト例](#)を参照することができる。

透明性はプロジェクトの期待される効果や達成された効果を伝える上で重要である。定性的なパフォーマンス指標に加え、実現可能な場合には、定量値を導く上で用いた主要な算出方法及び／又は仮定（寄与度含む）を開示し、イネーブルドグリーンプロジェクトに対するポジティブな環境インパクトを示す削減貢献量など定量的なパフォーマンス指標を用いることが望ましい。

現在のところ、ある活動の環境便益をそのバリューチェーン全体に帰属させるための一般的に認められている方法論は存在しないことが認識されている。

報告

Q 6 どのようにイネーブラーとイネーブルドの二重計上を回避できるのか。発行体の資金充当レポートにおいて、グリーンイネーブリングプロジェクトと適格グリーンプロジェクトはどのように区別されるべきか。

GBP と「インパクトレポーティングについて調和のとれた枠組」は、資金充当とその充当によるインパクトの報告に関する透明性の向上を目的としている。グリーンイネーブリングプロジェクトを組み込んだグリーンボンドの発行体は、関連する場合、グリーンイネーブリングプロジェクトのインパクトをグリーンプロジェクトと別個に報告することから生じる、インパクトを二重に計上するリスクを慎重に検討すべきである。インパクトレポーティングおよび関連する方法論は、基礎となるグリーンプロジェクトに適用される帰属の程度を明確に特定しつつ、市場参加者に透明性をもって伝えるべきである。

発行体は、削減貢献量や排出削減量の具体的な方法論を検討し、利用した方法論、適用可能なベースライン及び／又はベースラインシナリオ（関連する場合）、帰属の管理方法を明確に示すことができる。発行体は、原則の[ガイダンス・ハンドブック](#)で入手可能な、二重計上の回避に関するガイダンスを参照することができる。

バリューチェーン全体を通して、ある活動の環境便益を帰属させるための一般的に認められた方法論はなく、多くの場合、近似値（対コスト、対付加価値内訳など）のみで、ベストエフォートで提供することしか

できないと認識されている。発行体によっては、このような配分を行わないことを選択する場合もある。いずれにせよ、発行体は、インパクトを報告するための透明性のある方法論を概説し、全体的なインパクトを評価する際には慎重なアプローチを採用すべきである。

Q 7 最終的なエンドユーザーが明示的に知られていない場合、潜在的なインパクトについてどのように議論又は報告すべきか。

グリーンイネーブルドプロジェクトにおける導入見込みや潜在的な普及を示すために説明するために、(グリーンイネープリングプロジェクト・ガイダンス文書に従い) 強固で定量化可能な外部の推計が使用された場合、これらの推計は、そのようなユースケースが可能にする潜在的なインパクトについて、市場参加者を導くための基礎として使用することができる。発行体は、このような表示の文脈と正当性(例えば、グリーンイネープリングプロジェクトがイネーブルドプロジェクトに提供する貢献)、および必要に応じて計算に使用された推計、技術的基準又は比較(例えば、次善の代替案)の概要を慎重に説明すべきである。出典を開示し、そのようなインパクトの見積もり方法を外部のレビュワーに評価させ、適切な場合または実行可能な場合には、最良の基準や市場慣行と適合させることが望ましい。

発行体は、グリーンイネープリングプロジェクトが促進する潜在的または期待される便益について誤解を招かないように注意し、可能な場合には、広く受け入れられている方法論や技術基準に基づくべきである。例えば、適切な推定値や代替指標を設定するために、データベンダーや信頼できる市場データ/調査を利用することがある。一般的に使用されている単一の基準がない場合、発行体は、投資家が利用できるようにしながら、自らの方法論を用いることができる。事前のインパクト、予想されるインパクト、実際のインパクトのいずれについても報告することは容認されるため、発行体は、顧客とのエンゲージメントを通じて実際の利用状況が明確になるまで、インパクトレポートを延期することを検討してもよい。発行体は、定性的な記述と定量的な指標の両方を使用するように、レポートを発展させることができる。発行体は、ICMA の「インパクトレポートについて調和のとれた枠組」も参照すべきである。

適用

Q 8 特定のセクターにおいてグリーンイネープリングプロジェクトとして評価できるプロジェクトの包括的な種類にはどのようなものがあるか。

グリーンイネープリングプロジェクトは、主に以下のセクターに当てはまる。このリストは例示であり、非網羅的であり、特定の順序はない:

- i. 鉱業・金属(例えば、電気自動車に使用される場合はクリーン輸送のグリーンプロジェクトの分類に、電池エネルギー貯蔵システムに使用される場合はエネルギー効率の分類にマッピングされる。注-適切であれば、両方の分類にマッピングすることも可能である。)
- ii. 建築・建設資材・設備(例えば、大気排出を制限するために使用される場合、汚染防止と管理のグリーンプロジェクトの分類にマッピングされる)
- iii. ICT・通信ネットワーク(例えば、スマートモビリティのデジタルソリューションおよびシステムに使用される場合、エネルギー効率のグリーンプロジェクトの分類にマッピングされる)
- iv. 産業用部品・コンポーネントの製造(例えば、送電線ケーブルの製造に使用される場合、再生可能エネルギーのグリーンプロジェクトの分類にマッピングされる)
- v. 化学物質・スペシャリティケミカル(例えば、建築用断熱材の製造に使用される場合、グリーンビルディングのグリーンプロジェクトの分類にマッピングされる)

例示のために、[チェックリスト例](#)では、一般的にグリーンイネープリングとみなされないプロジェクトを反例として示している。

Q 9 グリーンイネープリングプロジェクト・ガイダンスに記載されている「イネープリング・アクティビティ」は、EU のタクソミーのイネープリング・アクティビティのカテゴリーなど、既存のタクソミーや公的な市場の基準とどのような関係にあるか？

本ガイダンスは、既存の定義に基づき、市場慣行をガイドし、発行体の透明性を促進し、市場の健全性を保護するために、専門タスクフォースの勧告に基づいて、[原則の執行委員会](#)によって策定された。本ガイダンスは、EU タクソミー第 16 条、IDFC の気候変動緩和資金追跡のための共通原則（バージョン 4、2023 年 12 月）、GFANZ による「Review Note on Scaling Transition Finance and Real-economy Decarbonization（2023 年 12 月）」など（ただし、これらに限定されるものではない）、様々な地域や法域で使用される可能性のあるイネープリング・アクティビティに関する公式ガイダンスや市場ガイダンスを考慮に入れている。

市場の基準やベストプラクティスを参考にしながらも、ガイダンスで定義されたグリーンイネープリングプロジェクトの適格性は、ガイダンス文書で概説されたいくつかの具体的な基準に基づいている。

セクション I:

- ・ イネーブルドグリーンプロジェクトのバリューチェーンに必要
- ・ カーボンロックインしない
- ・ 明確で定量化可能な、帰属する環境便益
- ・ 環境又は社会への負のインパクトの緩和

セクション II:

- ・ 最終用途の透明性（Ⅱ）。
- ・ グリーンイネープリングプロジェクトの認定には、両方の属性（I と II）が必要である。